

## 国立研究開発法人建築研究所行動計画

建築研究所の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年5月1日～平成30年3月31日までの2年11ヶ月間

### 2. 内容

目標1：計画期間中における年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする（非常勤職員を除く）。

#### <対策>

- 平成27年 5月～ 年次有給休暇や夏季休暇（特別休暇）の取得状況を把握する。
- 平成27年 7月～ 夏季休暇等にあわせた連続休暇取得促進の啓発を実施する。
- 平成27年10月～ 年次有給休暇の取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなど、取得促進のための取り組みを開始する。  
（以上の対策を、行動計画期間中毎年繰り返し実施。）

目標2：介護休暇や介護休業制度の周知を徹底する。

#### <対策>

- 平成27年5月～ 制度について所内HPに掲載して周知する。

目標3：時間外労働の削減のための措置を引き続き実施する。

#### <対策>

- 平成27年5月～ 毎週水曜日及び金曜日の定時退庁日の周知に引き続き努める。